

「ながさき地産地消こだわりの店」認定制度実施要領

第1 目的

消費者の食料に対する安全・安心志向の高まり等を背景に、健康で豊かな食生活の実現、県産農林畜水産物の利用推進、地域の食文化等への消費者の理解促進を図るため、一般消費者が県産食材を安心して楽しむことができる店舗を「ながさき地産地消こだわりの店」として認定する。

第2 定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 県産食材 本県内で生産された農林畜水産物及び本県内で生産された農林畜水産物を使用した加工品
- (2) 飲食店等 本県内に店舗を有し、県産食材を用いた料理を提供する飲食店、ホテル、旅館等

第3 申請の方法

地産地消の店の認定を受けようと希望する飲食店等は、認定申請書（様式第1号）を申請の期間内に県へ提出するものとする。

第4 申請の期間

第3に規定する申請の期間は、県ホームページ等により別に周知するものとする。

第5 訂正の指示

県は認定申請書の内容を確認し、不備がある場合は訂正を指示することができる。

第6 認定要件

認定の要件は、次に定める要件を全て満たすものとする。

- (1) 地産地消にこだわっていることが来店者に分かりやすく、店内外及びメニューに表示されていること。
- (2) 店員が地産地消及び提供する食材について十分説明できること。またはそのための取り組みを予定していること。
- (3) 地産地消にこだわって県産食材を用いた料理を提供していること。
米は、県産米を100%使用していること。

酒及び焼酎は、常に県産品を取り扱っていること。

米及び酒類を除いて、年間通じて概ね60%以上は県産食材を使用していること。

(4) 食品衛生法等、関係法令を遵守していること。

第7 認定

(1) 県は、認定申請書を受理した場合は、第6 認定要件に基づき内容を審査し、認定の可否を決定する。また、必要に応じて現地調査を実施するものとする。

(2) 認定の可否について、「ながさき地産地消こだわりの店 認定結果通知書」(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(3) 県は、審査及び認定の可否の決定を行うときは、専門の委員会(以下「委員会」という。)を設置し、その意見を聴くことができる。委員会について必要な事項は、別途定める。

第8 認定証等の交付

県は、「ながさき地産地消こだわりの店」として認定を行った場合は、認定を受けた飲食店等(以下、「認定店」という。)に対し、認定証及び認定プレートを交付するものとする。

第9 支援内容

認定店の認知度を高めるために、県は以下について支援する。

- (1) マスコミへの情報提供
- (2) 認定店PR用のパンフレット等の提供
- (3) PR資材の提供
- (4) 認定店共同で実施するイベント
- (5) 県ホームページ等によるPR
- (6) 県産食材の情報提供

第10 認定店の責務

認定店は、店内の見えやすい場所へ認定証又は認定プレートを掲示し、自らも認定店であることをPRし、地産地消の推進及び県産食材のPRに努めるものとする。

第11 認定期間

認定期間は認定の日から3年間とする。

第12 認定の更新

- (1) 認定の更新を希望する認定店は、認定更新申請書（様式第3号）を認定期間終了の1ヶ月前までに県へ提出する。
- (2) 県は内容を審査し、認定店として適当と認められるときは、当該店の認定を更新し、認定証を交付する。
- (3) 県は必要に応じて申請のあった書類に基づき現地調査を行うことができる。

第13 認定の取り下げ

認定店は、廃業等によりその営業を終了した場合又は認定の取り下げを希望する場合は、認定取り下げ書（様式第4号）により県に届け出て、あわせて認定証、認定プレート及びPR資材を返還するものとする。

第14 認定の取り消し

- (1) 県は、認定店が第6に規定する認定要件を満たさず、認定店としてふさわしくないと認められるときは、当該認定店の認定を取り消すことができる。
- (2) 前号の規定により認定を取り消す場合は、認定取り消し通知書（様式第5号）により通知しなければならない。
- (3) 認定店は、(1)により認定を取り消されたときは、速やかに認定証及びPR資材を県に返還するものとする。

第15 「ながさき地産地消こだわりの店」パートナー

認定店の資質向上のため、「ながさき地産地消こだわりの店」パートナー募集要領に基づきパートナーが認定店を来店し、県はその結果を認定店に周知し、県ホームページに掲載するものとする。

第16 その他

この要領に定めるもののほかに必要な事項については、別途県が定める。